

令和3年2月定例会議事日程

令和3年2月3日

午後1時30分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課1月行事報告

第 5 議 案

第3号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し
又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

第4号議案 島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

第5号議案 島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

第6号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部
を改正する規則

第7号議案 島原市指定文化財補助金交付要綱

第8号議案 島原市立小・中学校における学校評議員設置要綱の
一部を改正する要綱

第9号議案 島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

第10号議案 令和2年度有馬スポーツ賞の交付について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 2月行事予定表

(2) その他

島原市教育委員会

議 案 集

- 第3号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則
- 第4号議案 島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則
- 第5号議案 島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 第6号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第7号議案 島原市指定文化財補助金交付要綱
- 第8号議案 島原市立小・中学校における学校評議員設置要綱の一部を改正する要綱
- 第9号議案 島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第10号議案 令和2年度有馬スポーツ賞の交付について

令和3年2月3日 定例会

第3号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる
規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和31年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 県費負担教職員の懲戒、任免その他の進退について内申すること。

附 則

この規則は、令和3年2月3日から施行する。

令和3年2月3日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

教育長に委任することができない事項について所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則（案）
 新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（教育長に対する委任事項）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 県費負担教職員の懲戒、任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) から (16) まで 略</p>	<p>島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（教育長に対する委任事項）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) から (16) まで 略</p>	<p>【第2条の改正】</p> <p>校長及び教頭以外の県費負担教職員の内申についても、教育委員会の権限であることから、字句の修正を行うもの。</p>

(※参考)

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第4号議案

島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

島原市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、島原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、もつて円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。

「第2章 学期・休業日」を「第2章 学期及び休業日」に改める。

第3条第1項中「第11号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加え、同項第5号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第2項中「教育上」を「校長は、教育上」に、「校長は市委員会」を「市委員会」に改め、同条第3項を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（非常変災等による臨時休業の報告）

第3条の2 校長は、施行規則第63条（第79条で準用する場合を含む。）によつて、臨時に授業を行わないときは、次の各号に掲げる事項を直ちに市委員会に報告しなければならない。

- （1） 授業を行わない期間
- （2） 非常変災その他急迫の事情の概要
- （3） その他校長が必要と認める事項

第4条第1項中「学校教育法」及び「よるもののほか、市委員会の定める基準に」を削り、同条第2項中「道徳及び」を「特別の教科である道徳、外国語活動（小学校に限る。）」に改める。

第5条第1項中「前条」を「校長は、前条」に、「編成した教育課程について、校長は」を「教育課程を編成したときは、」に改め、同条第3項中「終了後」の次に「翌年度」を加える。

第6条第1項第2号中「集団宿泊的行事」を「宿泊を要する活動」に改め、同項第4

号中「宿泊を要する活動」を「校外における水泳訓練」に改め、同項第5号中「校外における水泳訓練」を「その他校外における諸活動」に改め、同条に次の1項を加える。

3 校長は、第1項第1号及び第2号に規定する活動を実施したときは、終了後、速やかにその状況を市委員会に報告しなければならない。

第7条中「学校」を「校長は、学校」に、「校長は次の各号にかかげる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第2号中「名称」の次に「及び」を加える。

第8条第2項第3号中「を行った理由」を「の理由及び期間」に改め、同項第4号中「期間」の次に「における学習に対する支援その他教育上必要な措置」を加え、同条第3項中「前2項」を「前項第4号」に改め、同条第4項中「命令の」を「命令に」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第9条中「児童・」を「校長は、児童及び」に、「又は発生」を「、若しくは発生」に、「校長はすみやかに」を「速やかに」に改める。

第10条第1項中「はかる」を「図る」に改める。

第11条第1項中「教科、道徳及び特別活動の教材として使用する副読本については」を「学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として、計画的かつ継続的に次のものを使用するときは」に改め、「対し」を削り、同項に次の3号を加える。

(1) 教科書又は準教科書(教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用しようとする教科用図書をいう。)と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

(2) 学習の過程及び休業日に使用する各種学習帳

(3) ワークブック及びこれに準じるもの

第11条第2項中「前条」を「前項」に、「かかげる」を「掲げる」に改め、「、あらかじめ当該教材を添えて提出」を削る。

第12条中「この規則」を「校長は、この規則」に、「校長は校務分掌」を「校務分掌」に改める。

第13条の見出し中「・学級担任・」を「並びに学級担任及び」に改める。

第14条(見出しを含む。)中「・」を「、」に改める。

第14条の5の見出し中「・」を「及び」に改め、同条第1項中「保健主事」の次に「(次項において「教務主任等」という。）」を加え、同条第5項中「学校の」の次に「指導教諭、」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「学校の」の次に「指導教諭又は」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び指導、助言にあたる」を「並びに

指導及び助言に当たる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「及び指導、」を「並びに指導及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭が教務主任等の担当する校務を整理するときは、教務主任等を置かないことができる。

第14条の6第2項中「及び指導、」を「並びに指導及び」に改め、同条第3項中「前条第4項の規定を準用する」を「教務主任の例による」に改める。

第14条の7第2項中「及び指導、」を「並びに指導及び」に改め、同条第3項中「第14条の4第4項の規定を準用する」を「教務主任の例による」に改める。

第14条の8の見出し中「・」を「及び」に改め、同条第2項及び第3項中「及び指導、」を「並びに指導及び」に改め、同条第4項中「第14条の4第4項の規定を準用する」を「教務主任の例による」に改める。

第14条の9第2項中「及び指導、」を「並びに指導及び」に改め、同条第3項中「第14条の4第4項の規定を準用する」を「教務主任の例による」に改める。

第14条の10及び第14条の11中「第14条の4第4項の規定を準用する」を「教務主任の例による」に改める。

第14条の12第1項中「前6条」を「第14条の5から第14条の11まで」に改める。

第14条の13第1項中「第14条の2から第14条の8まで」を「第14条の5から第14条の12まで」に改める。

第15条第1項中「・」を「及び」に改め、同条第3項中「・」を「及び」に、「また」を「この場合において」に改める。

第16条を次のように改める。

(校長及び職員の休暇)

第16条 校長の休暇は、市委員会の承認を受けなければならない。

2 職員の休暇は、市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第28号)の規定により読み替えて適用する職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)第19条の規定による公傷休暇等を除き、校長が承認する。

第17条の見出し中「・」を「及び」に改める。

第18条の見出し中「・」を「及び」に改め、同条中「すみやかに市委員会及び長崎

県教育委員会」を「速やかに市委員会」に改める。

第18条の2第2項中「主催」を「主宰」に改める。

第18条の3第2項中「教育長が」を削る。

「第6章 施設・設備の管理」を「第6章 施設及び設備の管理」に改める。

第19条を次のように改める。

(管理の責任者)

第19条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより学校の施設及び設備の管理を分任する。

第20条中「・」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第21条の見出し中「・」を「又は」に改め、同条中「・」を「又は」に、「島原市立学校の施設・設備の使用に関する規則」を「島原市立学校施設設備の使用に関する規則」に改める。

第22条の見出し中「・」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の計画には、特に児童又は生徒の安全を確保するための措置が講じられなければならない。

第23条第2項中「設備及び」を「及び設備並びに」に、「当る」を「当たる」に改める。

第23条の次に次の章名及び1条を加える。

第7章 雑則

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年2月3日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市立小・中学校の管理に関する規定について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
<p>島原市立小・中学校管理規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、島原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、もつて円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。</p> <p>第2章 学期及び休業日 (休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第61条第1号から第3号まで（第79条で準用する場合を含む。）の規定に掲げる日のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、校長の申請によつて島原市教育委員会（以下「市委員会」という。）が休業を必要と認める日</p> <p>2 校長は、<u>教育上</u>必要があり、かつやむを得ない事由があるときは、<u>市委員会</u>に届け出て休業日に授業を行うことができる。</p>	<p>島原市立小・中学校管理規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、島原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め、もつて円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする</p> <p>第2章 学期・休業日 (休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条第1号から第3号まで（第79条で準用する場合を含む。）の規定に掲げる日のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 前各号に定めるものの外、校長の申請によつて島原市教育委員会（以下「市委員会」という。）が休業を必要と認める日</p> <p>2 <u>教育上</u>必要があり、かつやむを得ない事由があるときは、<u>校長は市委員会</u>に届け出て休業日に授業を行うことができる。</p> <p>3 <u>学校教育法施行規則第63条の規定によつて校長が臨時に授業を行わないときは、次の各号にかかげる事項を直ちに市委員会に報告しなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>授業を行わない期間</u></p> <p>(2) <u>非常変災その他急迫の事情の概要</u></p>	<p>【第1条の改正】 見出しを目的に変更し、字句の修正をするもの。</p> <p>【第3条の改正】 字句の修正及び第3項は次条で規定するため削除。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>(1) 修学旅行 (2) <u>宿泊を要する活動</u> (3) 県外における活動 (4) <u>校外における水泳訓練</u> (5) <u>その他校外における諸活動</u></p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、第1項第1号及び第2号に規定する活動を実施したときは、終了後、速やかにその状況を市委員会に報告しなければならない。</p> <p>(学校以外の施設の使用)</p> <p>第7条 校長は、<u>学校が当該学校の施設以外の施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項をあらかじめ市委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 略 (2) 施設の名称及び所在地 (3) 及び(4) 略 (出席停止)</p> <p>第8条 市委員会は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条の規定による児童がある場合で、校長から当該児童を出席停止すべき旨の意見具申があったときは、その保護者に対して、当該児童の出席停止を命ずることができる。</p> <p>2 市委員会は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、あらかじめ当該児童の保護者の意見を聴取するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した文書をその保護者に交付しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略 (3) <u>出席停止の理由及び期間</u> (4) <u>出席停止の期間における学習に対する支援その他</u></p>	<p>(1) 修学旅行 (2) <u>集団宿泊的行事</u> (3) 県外における活動 (4) <u>宿泊を要する活動</u> (5) <u>校外における水泳訓練</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校以外の施設の使用)</p> <p>第7条 <u>学校が当該学校の施設以外の施設を使用する場合には、校長は次の各号の各号にかかげる事項をあらかじめ市委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 略 (2) 施設の名称____所在地 (3) 及び(4) 略 (出席停止)</p> <p>第8条 市委員会は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条の規定による児童がある場合で、校長から当該児童を出席停止すべき旨の意見具申があったときは、その保護者に対して、当該児童の出席停止を命ずることができる。</p> <p>2 市委員会は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、あらかじめ当該児童の保護者の意見を聴取するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した文書をその保護者に交付しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略 (3) <u>出席停止を行った理由</u> (4) <u>出席停止の期間</u></p>	<p>ついて実施報告義務を新規に規定</p> <p>【第7条の改正】 字句の修正</p> <p>【第8条の改正】 出席停止を命ずる文書に記載する内容の改正。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>教育上必要な措置</p> <p>(5) 略</p> <p>3 校長は、市委員会の指示により、出席停止の命令に係る児童に対し、前項第4号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況及び結果を市委員会に報告し、指導体制の充実に努めなければならない。</p> <p>4 市委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における状況等に応じ、その期間を短縮し、又は延長することができる。</p> <p>5 前各項の規定は、中学校にこれを準用する。 (児童、生徒の事故等)</p> <p>第9条 校長は、児童及び生徒の重大な事故又は集団的疾患が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、速やかにその実情を市委員会に連絡し後日文書をもつて詳細に報告しなければならない。</p> <p>第4章 教材の取扱 (教材の使用)</p> <p>第10条 学校は、教育上有益かつ適切と認められた教材については進んでこれを使用し教育内容の充実に努める。</p> <p>2 略 (教材の届出)</p> <p>第11条 校長は、学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として、計画的かつ継続的に次のものを使用するとき は、あらかじめ市委員会に届け出なければならない。 (1) 教科書又は準教科書(教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用しようとする教科用図書をいう。)と併せて使用する副読本、解説書そ</p>	<p>(5) 略</p> <p>3 校長は、市委員会の指示により、出席停止の命令に係る児童に対し、前2項に掲げる措置を講ずるとともに、その状況及び結果を市委員会に報告し、指導体制の充実に努めなければならない。</p> <p>4 市委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における状況等に応じ、その期間を短縮し、又は延長することができる。</p> <p>5 前4項の規定は、中学校にこれを準用する。 (児童、生徒の事故等)</p> <p>第9条 児童・生徒の重大な事故又は集団的疾患が発生し又は発生するおそれがあるときは、校長は速みやかにその実情を市委員会に連絡し後日文書をもつて詳細に報告しなければならない。</p> <p>第4章 教材の取扱 (教材の使用)</p> <p>第10条 学校は、教育上有益かつ適切と認められた教材については進んでこれを使用し教育内容の充実に努める。</p> <p>2 略 (教材の届出)</p> <p>第11条 校長は、教科、道徳及び特別活動の教材として使用する副読本については 、あらかじめ市委員会に対し届け出なければならない。</p>	<p>【第9条の改正】 字句の修正</p> <p>【第10条の改正】 字句の修正</p> <p>【第11条の改正】 第1項は届け出が必要な教材について号建てで規定。第2項は字句の修正。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>他の参考書</p> <p>(2) 学習の過程及び休業日に使用する各種学習帳</p> <p>(3) ワークブック及びこれに準じるもの</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる事項を記載し、<u>な</u>なければならない。</p> <p>(1) から(6)まで 略</p> <p>第5章 職員 (校務の分掌)</p> <p>第12条 校長は、この規則で定めるものを除くほか、<u>校務分掌</u>を定め、市委員会に報告しなければならない。 (学級編制並びに学級担任及び教科担任)</p> <p>第13条 校長は、市委員会の定める学年ごとの学級数によつて学級を編制しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(校長、教頭、教諭その他の職員)</p> <p>第14条 学校には、校長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。</p> <p>2 学校には、前項のほかに必要に応じて副校長、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>事務職員</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>学校栄養職員</u>、<u>校務主事</u>その他の職員を置く。</p> <p>3 事務職員の職として、<u>事務主幹</u>、<u>事務主任</u>及び<u>事務主査</u>を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(教務主任及び保健主事)</p> <p>第14条の5 学校には、<u>教務主任</u>及び<u>保健主事</u>(次項において「<u>教務主任等</u>」という。)を置く。ただし、特別の事情のあるときは、置かないことができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>主幹教諭が教務主任等の担当</u></p>	<p>前条の届出書には、次の各号にかかげる事項を記載し、<u>あ</u>らからじめ当該教材を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>第5章 職員 (校務の分掌)</p> <p>第12条 この規則で定めるものを除くほか、<u>校長は校務分掌</u>を定め、市委員会に報告しなければならない。 (学級編制・学級担任・教科担任)</p> <p>第13条 校長は、市委員会の定める学年ごとの学級数によつて学級を編制しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(校長・教頭・教諭その他の職員)</p> <p>第14条 学校には、校長・教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。</p> <p>2 学校には、前項のほかに必要に応じて副校長・<u>主幹教諭</u>・<u>指導教諭</u>・<u>養護教諭</u>・<u>栄養教諭</u>・<u>事務職員</u>・<u>助教諭</u>・<u>養護助教諭</u>・<u>学校栄養職員</u>・<u>校務主事</u>その他の職員を置く。</p> <p>3 事務職員の職として、<u>事務主幹</u>・<u>事務主任</u>及び<u>事務主査</u>を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(教務主任・保健主事)</p> <p>第14条の5 学校には、<u>教務主任</u>及び<u>保健主事</u>を置く。ただし、特別の事情のあるときは、置かないことができる。</p>	<p>【第12条の改正】 字句の修正</p> <p>【第13条の改正】 見出しの字句の修正</p> <p>【第14条の改正】 字句の修正</p> <p>【第14条の5の改正】 字句の修正。第2項については、<u>教務主任等を例外的に置かない場合の規定を新設。</u></p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>する校務を整理するときは、<u>教務主任等を置かないことができる。</u></p> <p>3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の<u>教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u></p> <p>4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項をつかさどり、当該事項について<u>連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u></p> <p>5 教務主任は、当該学校の<u>指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、市委員会が命ずる。</u></p> <p>6 保健主事は、当該学校の<u>指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、校長の意見を聞いて、市委員会が命ずる。</u> (学年主任)</p> <p>第14条の6 学校には、2以上の学級からなる学年ごとに<u>学年主任を置く。</u></p> <p>2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について<u>連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u></p> <p>3 学年主任の発令については、<u>教務主任の例による。</u> 一。(生活指導主任)</p> <p>第14条の7 小学校には、生活指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2 生活指導主任は、校長の監督を受け、児童の生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について<u>連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u></p> <p>3 生活指導主任の発令については、<u>教務主任の例による。</u></p>	<p>2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の<u>教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p>3 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項をつかさどり、当該事項について<u>連絡調整及び指導、助言にあたる。</u></p> <p>4 教務主任は、当該学校の<u>教諭の中から、校長の意見を聞いて、市委員会が命ずる。</u></p> <p>5 保健主事は、当該学校の<u>教諭又は養護教諭の中から、校長の意見を聞いて、市委員会が命ずる。</u> (学年主任)</p> <p>第14条の6 学校には、2以上の学級からなる学年ごとに<u>学年主任を置く。</u></p> <p>2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について<u>連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p>3 学年主任の発令については、<u>前条第4項の規定を準用する。</u> (生活指導主任)</p> <p>第14条の7 小学校には、生活指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2 生活指導主任は、校長の監督を受け、児童の生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について<u>連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p>3 生活指導主任の発令については、<u>第14条の4第4項の規定を準用する。</u></p>	<p>【第14条の6の改正】 字句の修正。</p> <p>【第14条の7の改正】 字句の修正及び引用条項名の修正。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>(生徒指導主事及び進路指導主事) 第14条の8 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。</p> <p>2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</p> <p>3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</p> <p>4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、<u>教務主任の例による</u>。 (研究主任) 第14条の9 学校には、研究主任を置くことができる。</p> <p>2 研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</p> <p>3 研究主任の発令については、<u>教務主任の例による</u>。 (分校主任) 第14条の10 分校には、特別の事情のあるときは、教頭に代えて分校主任を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 分校主任の発令については、<u>教務主任の例による</u>。 (司書教諭) 第14条の11 12学級以上の学校(分校、特別支援学級を含む。)に司書教諭を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>(生徒指導主事・進路指導主事) 第14条の8 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。</p> <p>2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、<u>助言に当たる</u>。</p> <p>3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、<u>助言に当たる</u>。</p> <p>4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、<u>第14条の4第4項の規定を準用する</u>。 (研究主任) 第14条の9 学校には、研究主任を置くことができる。</p> <p>2 研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項について連絡調整及び指導、<u>助言に当たる</u>。</p> <p>3 研究主任の発令については、<u>第14条の4第4項の規定を準用する</u>。 (分校主任) 第14条の10 分校には、特別の事情のあるときは、教頭に代えて分校主任を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 分校主任の発令については、<u>第14条の4第4項の規定を準用する</u>。 (司書教諭) 第14条の11 12学級以上の学校(分校、特別支援学級を含む。)に司書教諭を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>【第14条の8の改正】 字句の修正及び引用条項名の改正。</p> <p>【第14条の9の改正】 字句の修正及び引用条項名の改正。</p> <p>【第14条の10の改正】 引用条項名の改正。</p> <p>【第14条の11の改正】 引用条項名の改正。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第19条の規定による公傷休暇等を除き、校長が承認する。 （校長及び職員の出張）</p> <p>第17条 校長の出張は、市委員会の承認を受けなければならぬ。 2 略 （校長及び職員の事故の報告）</p> <p>第18条 校長又は職員に重大な事故があつたときは、校長は速やかに市委員会に報告しなければならない。 （職員会議）</p> <p>第18条の2 校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。 2 職員会議は、校長が主宰する。 （学校評議員）</p> <p>第18条の3 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員について必要な事項は、別に定める。 第6章 施設及び設備の管理 （管理の責任者）</p> <p>第19条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備に努めなければならない。 2 職員は、校長の定めるところにより学校の施設及び設備の管理を分任する。 （災害又は事故報告）</p> <p>第20条 校長は、災害又は事故によつて学校の施設又は設備が損害を受けたときは、速やかに市委員会に報告しな</p>	<p>（校長・職員の出張）</p> <p>第17条 校長の出張は、市委員会の承認を受けなければならぬ。 2 略 （校長・職員の事故の報告）</p> <p>第18条 校長又は職員に重大な事故があつたときは、校長は速やかに市委員会及び長崎県教育委員会に報告しなければならない。 （職員会議）</p> <p>第18条の2 校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。 2 職員会議は、校長が主催する。 （学校評議員）</p> <p>第18条の3 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員について必要な事項は、教育長が別に定める。 第6章 施設・設備の管理 （管理の責任者）</p> <p>第19条 職員は、校長の定めるところにより学校の施設・設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を分任する。 2 校長は、学校の施設・設備の管理を総括し、その整備に努めなければならない。 （災害又は事故報告）</p> <p>第20条 校長は、災害又は事故によつて学校の施設・設備が損害を受けたときは、すみやかに市委員会に報告しな</p>	<p>【第17条の見出しの改正】 見出しの字句の修正。</p> <p>【第18条の改正】 県教育委員会への報告義務を削除。</p> <p>【第18条の2の改正】 字句の修正。</p> <p>【第18条の3の改正】 字句の修正。</p> <p>【第19条の改正】 第1項と第2項の規定の入れ替え。</p> <p>【第20条の改正】 字句の修正。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>ればならない。 (施設又は設備の貸与) 第21条 学校の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させるときは、<u>島原市立学校施設設備の使用に関する規則</u>（昭和58年教育委員会規則第1号）によらなければならぬ。 (警備及び防災の計画) 第22条 校長は、毎年度始め学校の警備及び防災の計画を定め、市委員会に報告しなければならない。</p>	<p>ればならない。 (施設・設備の貸与) 第21条 学校の施設・設備を社会教育その他公共のために利用させるときは、<u>島原市立学校の施設・設備の使用に関する規則</u>（昭和58年教育委員会規則第1号）によらなければならぬ。 (警備・防災の計画) 第22条 校長は、毎年度始め学校の警備及び防災の計画を定め、市委員会に報告しなければならない。</p>	<p>【第15条の改正】 字句及び引用規則名の修正。</p> <p>【第22条の改正】 警備及び防災計画策定の際の措置を講じる内容の新設。</p>
<p>2 前項の計画には、特に児童又は生徒の安全を確保するための措置が講じられなければならない。 (宿日直) 第23条 校長は、通常職員には宿日直を命じない。ただし風水震火災その他非常災害等により緊急やむをえない場合は職員に宿日直を命ずることができる。 2 宿日直勤務者は、校内の監視、学校の施設設備並びに書類の保全、外部との連絡、文書等の収受の任に当たるものとする。 3 略 第7章 雑則 (委任)</p>	<p>(宿日直) 第23条 校長は、通常職員には宿日直を命じない。ただし風水震火災その他非常災害等により緊急やむをえない場合は職員に宿日直を命ずることができる。 2 宿日直勤務者は、校内の監視、学校の施設設備及び書類の保全、外部との連絡、文書等の収受の任に当たるものとする。 3 略</p>	<p>【第23条の改正】 字句の修正。</p> <p>【新第24条】 新たに雑則の章を設け、委任規定を新設。</p>
<p>第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>		

第5号議案

島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

島原市文化財保護条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条を第12条とする。

第7条中「第14号様式」を「様式第17号」に改め、同条を第11条とする。

第6条第1号中「第13号様式により」を「様式第16号によるものとし」に改め、同条第4号中「第1号から前号まで」を「前3号」に改め、同条を第10条とする。

第5条を削る。

第10条の前に次の3条を加える。

（維持の措置等）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項ただし書き及び第125条第1項ただし書きに規定する、現状変更について維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合（以下「維持の措置等」という。）は、その旨を教育委員会に届け出ることをもって足りる。

2 前項に規定する維持の措置は、次に掲げる措置とする。

（1） 指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財をその指定当時の現状（指定後において現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の現状）に復する措置

（2） 指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置

（3） 指定文化財の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置

（維持の措置等の届出）

第8条 前条第1項に規定する維持の措置等を執る場合の届出事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 指定文化財の名称

（2） 届出者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

- (3) 維持の措置等を必要とする理由
 - (4) 維持の措置等の内容及び実施の方法
 - (5) 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
 - (6) 維持の措置等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - (7) 維持の措置等の着手及び終了の予定時期
 - (8) 維持の措置等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - (9) その他参考となるべき事項
- 2 前条第1項に規定する届け出は、維持の措置等を執ろうとする日の30日以前に教育委員会に行わなければならない。ただし、緊急やむを得ず非常災害のために必要な応急措置を執った場合は、執った日以後7日以内に教育委員会に届け出ることをもって足りる。
- 3 前条第1項に規定する維持の措置等を執った場合は、速やかにその結果を示す写真及び見取図を添えて教育委員会に報告しなければならない。
- (修理の届出等)

第9条 条例第10条第1項に規定する修理の届け出は、島原市指定文化財修理届(様式第15号)により行うものとする。

- 2 前項の届け出を行つた者は、当該届け出に係る修理を終了したときは、速やかにその結果を示す写真及び見取図を添えて教育委員会に報告しなければならない。

第4条第1項中「第10号様式による現状変更許可申請書」を「島原市指定文化財現状変更許可申請書(様式第13号)」に改め、同条第2項中「第11号様式によりする」を「島原市指定文化財現状変更許可書(様式第14号)により行う」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 条例第9条第1項の規定による許可を受けた者は、当該現状変更を終了したときは、速やかにその結果を示す写真及び見取図を添えて教育委員会に報告しなければならない。

第4条を第6条とする。

第3条第1号中「第4号様式」を「島原市指定文化財管理責任者選任(解任)届(様式第8号)」に改め、同条第2号中「第5号様式」を「島原市指定文化財所有者等変更

届（様式第9号）」に改め、同条第3号中「第6号様式」を「島原市指定文化財所有者等（保持者）氏名住所変更届（様式第10号）」に改め、同条第4号中「第7号様式」を「島原市指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（様式第11号）」に改め、同条第5号中「第8号様式」を「島原市指定文化財所在の場所変更届（様式第12号）」に改め、同条第6号を削り、同条を第5条とする。

第5条の前に次の1条を加える。

（指定解除の通知等）

第4条 条例第5条第2項の規定において準用する条例第4条第4項による指定の解除の通知は、島原市指定文化財指定解除通知書（様式第6号）により行うものとする。

ただし、無形文化財等の場合は、島原市指定文化財指定解除通知書（無形文化財等）（様式第7号）により行うものとする。

第2条の見出し中「指定書」の次に「の交付」を加え、同条第1項中「の規定による」を「規定により交付する」に、「第1号様式」を「様式第3号」に、「無形文化財」を「無形文化財等」に、「第2号様式」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「第3号様式による指定再交付申請書」を「島原市指定文化財指定書再交付申請書（様式第5号）」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（指定の通知等）

第2条 条例第4条第4項の規定による指定の通知は、島原市指定文化財指定通知書（様式第1号）により行うものとする。ただし、条例第2条第2号及び同条第3号に規定する文化財（第3号のうち有形民俗文化財に該当するものは除く。以下「無形文化財等」という。）の場合は、島原市指定文化財指定通知書（無形文化財等）（様式第2号）により行うものとする。

様式を次のように改める。

〔次の17様式 別紙〕

附 則

この規則は、令和3年2月3日から施行する。

令和3年2月3日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

本規則の各条文の規定について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

<p>島原市指定文化財指定通知書</p>	
第	号
<p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>島原市教育委員会</p>	
<p>次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。</p>	
名 称	
数 量	
特記事項	

様式第2号（第2条関係）

<p>島原市指定文化財指定通知書（無形文化財等）</p>	
第	号
<p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>島原市教育委員会</p>	
<p>次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。</p>	
保 持 者	
特記事項	

様式第3号（第3条関係）

（表）

<p style="margin: 0;">指 定 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">名 称</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">特記事項</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">上記のものを島原市</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">に指定する。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">島原市教育委員会</p>

（裏）

所有者等	所有者等の住所	文化財所在の場所	交付再交付変更 年 月 日

注 意

- 1 次の場合には島原市文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならない。
 - （1） 指定文化財の所有者等に変更があったとき。
 - （2） 指定文化財の所有者等が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - （3） 指定文化財の所在の場所を変更したとき。
- 2 指定文化財の指定の解除の通知を受けたときは、20日以内にこの指定書を教育委員会に返還すること。

様式第4号（第3条関係）

（表）

指 定 書（無 形 文 化 財 等）		
氏 名（又は名称）	年 月 日生	
芸 名（又は称号）		
特記事項		
上記のものを島原市		に指定する。
年 月 日		
島原市教育委員会		

（裏）

保 持 者	保持者の住所	交付再交付変更年月日

注 意

- 1 次の場合には島原市文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならない。
保持者が、その氏名（又は名称）、芸名（又は称号）又は住所を変更したとき。
- 2 指定文化財の指定の解除の通知を受けたときは、20日以内にこの指定書を教育委員会に返還すること。
- 3 保持者が死亡したときは、その遺族は速やかに、この指定書を添えて教育委員会に届け出ること。

様式第5号（第3条関係）

島原市指定文化財指定書再交付申請書

- 1 種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 亡失、滅失、破損の年月日
- 4 亡失、滅失、破損の事由
- 5 その他参考事項

上記の指定書を亡失（滅失、破損）しましたので再交付を申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

島原市教育委員会 様

様式第6号（第4条関係）

<p>島原市指定文化財指定解除通知書</p>	
第 号	年 月 日
様	
島原市教育委員会	
<p>次のものは、島原市指定文化財の指定を解除したので通知します。</p>	
名 称	
数 量	
解除の理由	

様式第7号（第4条関係）

<p>島原市指定文化財指定解除通知書（無形文化財等）</p>	
第	号
<p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>島原市教育委員会</p>	
<p>次のものは、島原市指定文化財の指定を解除したので通知します。</p>	
保 持 者	
解除の理由	

様式第8号（第5条関係）

島原市指定文化財管理責任者選任（解任）届

- 1 種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 管理責任者の住所、氏名、名称
- 4 選任（解任）の年月日
- 5 選任（解任）の事由
- 6 その他参考事項

上記のとおり管理責任者を選任（解任）しましたのでお届けします。

年 月 日

住 所
所有者等 氏 名

島原市教育委員会 様

様式第9号（第5条関係）

島原市指定文化財所有者等変更届

- 1 種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 旧所有者等の住所、氏名、名称
- 4 新所有者等の住所、氏名、名称
- 5 変更年月日
- 6 変更の理由

上記のとおり所有者等を変更しましたのでお届けします。

年 月 日

新所有者等 住 所
氏 名

島原市教育委員会 様

様式第10号（第5条関係）

島原市指定文化財所有者等（保持者）^{氏名}変更届
^{住所}

- 1 種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 変更前の氏名（名称）若しくは住所
- 4 変更後の氏名（名称）若しくは住所
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考事項

上記のとおり変更しましたのでお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

島原市教育委員会 様

島原市指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届

- 1 種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び年月日
- 3 滅失（き損、亡失、盗難）の年月日
- 4 滅失（き損、亡失、盗難）の状況及び処置
- 5 その他参考事項

上記のとおり島原市指定文化財を滅失（き損、亡失、盗難）しましたのでお届け
します。

年 月 日

所有者等（管理責任者）

住 所

氏 名

島原市教育委員会 様

島原市指定文化財所在の場所変更届

- 1 種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 旧所在地
- 4 新所在地
- 5 変更年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考事項

上記のとおり所在の場所を変更しましたのでお届けします。

年 月 日

住 所
所有者等 氏 名

島原市教育委員会 様

島原市指定文化財現状変更許可申請書

年 月 日

島原市教育委員会 様

申請者

住 所

氏名又は名称

下記のとおり現状変更を申請しますので、許可下さるよう申請します。
記

- 1 市指定文化財の名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 指定文化財の所在地
- 4 所有者等（管理責任者）の氏名、住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名又は名称
- 9 変更に必要な経費
- 10 その他参考となるべき事項

（備 考）

- 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 変更しようとする箇所（地域）のキャビネ型以上の大きさの写真で変更箇所（地域）を表示したものを添付すること。
- 3 史跡名勝天然記念物の場合は変更しようとする地域及び地ぼうを表した実測図で地番を記入し変更地域を表示したものを添付すること。
- 4 所有者が申請する場合は、「4 所有者等（管理責任者）の氏名、住所」の箇所は記載する必要がない。

様式第14号（第6条関係）

第 号

島原市指定文化財現状変更許可書

様

島原市教育委員会

次のとおり島原市指定文化財の現状変更を許可する。

指 定 番 号	
名 称 及 び 数 量	
変更の内容及び方法	
変 更 の 時 期	
許 可 の 条 件 等	

島原市指定文化財修理届

- 1 種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 修理を必要とする理由
- 4 修理を行なう場所
- 5 修理の着手及び終了の予定時期
- 6 修理施行者の住所氏名
- 7 その他参考事項

上記のとおり島原市指定文化財を修理いたしますのでお届けします。

年 月 日

所有者等（管理責任者）

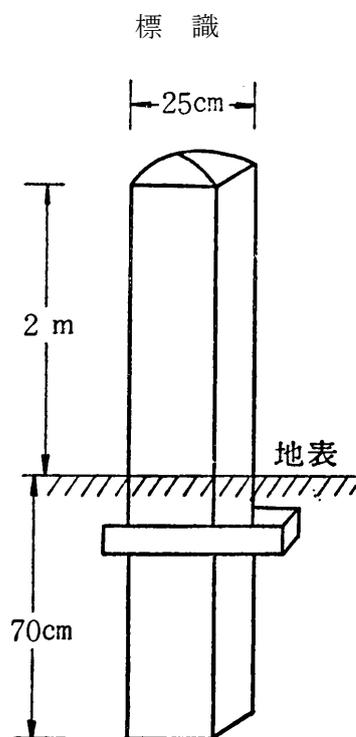
住 所

氏 名

島原市教育委員会 様

様式第16号（第10条関係）

標識の形状及び寸法



様式第17号（第11条関係）

（表）

島原市指定文化財台帳				
種別		指 定 番 号		
名称		指 定 年 月 日		
数量		告 示 年 月 日		
所 在	所 在 地		変 更 年 月 日	摘 要
住 所	氏 名	変 更 年 月 日	摘 要	
所有者等				
保持者				
管理責任者				
特記事項				

(裏)

指定の理由

指定の参考資料

指定後の経過

島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>島原市文化財保護条例施行規則 (指定の通知等)</p> <p>第2条 条例第4条第4項の規定による指定の通知は、島原市指定文化財指定通知書(様式第1号)により行うものとする。ただし、条例第2条第2号及び同条第3号に規定する文化財(第3号のうち有形民俗文化財に該当するものは除く。以下「無形文化財等」という。)の場合は、島原市指定文化財指定通知書(無形文化財等)(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>(指定書の交付等)</p> <p>第3条 条例第4条第6項の規定により交付する指定書は、様式第3号によるものとする。ただし、無形文化財等の指定書は、様式第4号によるものとする。</p> <p>2 指定書を亡失し、又は滅失し、若しくは破損したときは、島原市指定文化財指定書再交付申請書(様式第5号)を島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、再交付を受けることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(指定解除の通知等)</p> <p>第4条 条例第5条第2項の規定において準用する条例第4条第4項による指定の解除の通知は、島原市指定文化財指定解除通知書(様式第6号)により行うものとする。ただし、無形文化財等の場合は、島原市指定文化財指定解除通知書(無形文化財等)(様式第7号)により行うものとする。</p>	<p>島原市文化財保護条例施行規則</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(指定書_____等)</p> <p>第2条 条例第4条第6項の規定による_____指定書は、第1号様式によるものとする。ただし、無形文化財_____の指定書は、第2号様式によるものとする。</p> <p>2 指定書を亡失し、又は滅失し、若しくは破損したときは、第3号様式による指定再交付申請書_____を島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、再交付を受けることができる。</p> <p>3 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【新第2条の規定の内容】 文化財指定通知書及び文化財指定通知書(無形文化財等)について新規に規定。</p> <p>【第3条の改正の内容】 字句の修正。</p> <p>【新第4条の規定の内容】 文化財指定解除通知書及び文化財指定解除通知書(無形文化財等)について新規に規定。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>(届出事項)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第6条第3項に規定する管理責任者の選任及び解任の届出 <u>島原市指定文化財管理責任者選任(解任)届(様式第8号)</u></p> <p>(2) 条例第7条第1項に規定する所有者等の変更の届出 <u>島原市指定文化財所有者等変更届(様式第9号)</u></p> <p>(3) 条例第7条第2項に規定する氏名若しくは名称又は住所変更の届出 <u>島原市指定文化財所有者等(保持者)氏名住所変更届(様式第10号)</u></p> <p>(4) 条例第8条第1項に規定する滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出 <u>島原市指定文化財滅失(き損、亡失、盗難)届(様式第11号)</u></p> <p>(5) 条例第8条第2項に規定する所在の場所変更の届出 <u>島原市指定文化財所在の場所変更届(様式第12号)</u></p> <p>(現状変更)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第6条第3項に規定する管理責任者の選任及び解任の届出 <u>第4号様式</u></p> <p>(2) 条例第7条第1項に規定する所有者等の変更の届出 <u>第5号様式</u></p> <p>(3) 条例第7条第2項に規定する氏名若しくは名称又は住所変更の届出 <u>第6号様式</u></p> <p>(4) 条例第8条第1項に規定する滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出 <u>第7号様式</u></p> <p>(5) 条例第8条第2項に規定する所在の場所変更の届出 <u>第8号様式</u></p> <p>(6) 条例第10条に規定する修理の届出 <u>第9号様式</u></p> <p>(現状変更)</p>	<p>【第3条の改正の内容】</p> <p>字句の修正。修理の届出について、新第9条に規定。</p>
<p>第6条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状を変更しようとする日の30日以前に、<u>島原市指定文化財現状変更許可申請書(様式第13号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第2項に規定する現状変更の許可は、<u>島原市指定文化財現状変更許可書(様式第14号)</u>により行うものとする。</p>	<p>第4条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状を変更しようとする日の30日以前に、<u>第10号様式による現状変更許可申請書</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第2項に規定する現状変更の許可は<u>第11号様式</u>によりするものとする。</p>	<p>【第4条の改正の内容】</p> <p>第1項及び第2項は字句の修正。第3項は、現状変更後の結果報告義務を新規に規定。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>了したときは、速やかにその結果を示す写真及び見取図を添えて教育委員会に報告しなければならぬ。</p>	<p>(補助金の交付申請)</p>	<p>ともに、修理後の結果報告義務を新規に規定。</p>
<p>第5条 条例第12条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、第12号様式による補助金交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 条例第12条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、第12号様式による補助金交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>【第5条の改正の内容】 補助金の取扱いについては、別に交付要綱を新規に制定することから、削除。</p>
<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p>	
<p>(1) 設計仕様書及び設計又は実施方法及び内容を詳細に示す書類</p>	<p>(1) 設計仕様書及び設計又は実施方法及び内容を詳細に示す書類</p>	
<p>(2) 収支予算書</p>	<p>(2) 収支予算書</p>	
<p>(3) 工事の箇所又は事業の内容を示すキヤビネット型写真又は図面</p>	<p>(3) 工事の箇所又は事業の内容を示すキヤビネット型写真又は図面</p>	
<p>(4) その他参考となる資料</p>	<p>(4) その他参考となる資料</p>	
<p>3 補助金の交付決定を受けたときは、教育委員会の指示に従い、補助金の交付に係る管理、修理又は復旧工事を適切に施行するものとし、当該管理、修理又は復旧工事が終了したときは、すみやかに施行の経過その他必要な事項を記載した報告書及び経過精算書に管理、修理又は復旧工事の結果を示す写真又は図面を添えて、それぞれ2部を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>3 補助金の交付決定を受けたときは、教育委員会の指示に従い、補助金の交付に係る管理、修理又は復旧工事を適切に施行するものとし、当該管理、修理又は復旧工事が終了したときは、すみやかに施行の経過その他必要な事項を記載した報告書及び経過精算書に管理、修理又は復旧工事の結果を示す写真又は図面を添えて、それぞれ2部を教育委員会に提出しなければならない。</p>	
<p>4 前2項の規定に関わらず、指定文化財の管理又は当該文化財が無形文化財の場合において、教育委員会が提出する必要があると認められた書類等については、この限りでない。 (指定記念物の標識等の設置基準)</p>	<p>4 前2項の規定に関わらず、指定文化財の管理又は当該文化財が無形文化財の場合において、教育委員会が提出する必要があると認められた書類等については、この限りでない。 (指定記念物の標識等の設置基準)</p>	
<p>第10条 条例第13条第2項の規定により、設置する指定記念物の標識、説明板、境界標、囲さく、その他の施設の基準</p>	<p>第6条 条例第13条第2項の規定により、設置する指定記念物の標識、説明板、境界標、囲さく、その他の施設の基準</p>	<p>【第6条の改正の内容】 字句の修正。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>は次のとおりとする。</p> <p>(1) 標識は、原則として石造りとし、その形状及び寸法は様式第16号によるものとし、これに次に掲げる事項を彫るものとする。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 前3号 _____ に定めるもののほか、標識、説明板又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該指定記念物の管理のため必要な限度において、設置者が定める。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定文化財台帳)</p> <p>第11条 教育委員会は、様式第17号による島原市指定文化財台帳を備えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定める。</p>	<p>は次のとおりとする。</p> <p>(1) 標識は、原則として石造りとし、その形状及び寸法は第13号様式により _____、これに次に掲げる事項を彫るものとする。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 第1号から前号までに定めるもののほか、標識、説明板又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該指定記念物の管理のため必要な限度において、設置者が定める。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定文化財台帳)</p> <p>第7条 教育委員会は、第14号様式による島原市指定文化財台帳を備えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定める。</p>	<p>【第7条の改正の内容】 字句の修正。</p> <p>【第8条の改正の内容】 条番号の改正</p>

改正案	現行	解説及び資料																																	
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="306 1384 778 2078"> <tr> <td colspan="2">島原市指定文化財指定通知書</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第 号</td> <td>様</td> <td>島原市教育委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="869 1384 1305 2078"> <tr> <td colspan="2">島原市指定文化財指定通知書(無形文化財等)</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第 号</td> <td>様</td> <td>島原市教育委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。</td> </tr> <tr> <td>保 持 者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	島原市指定文化財指定通知書		年 月 日	第 号	様	島原市教育委員会	次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。			名 称			数 量			特記事項			島原市指定文化財指定通知書(無形文化財等)		年 月 日	第 号	様	島原市教育委員会	次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。			保 持 者			特記事項			<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【改正の内容】 指定通知書の様式を新規に追加</p> <p>【改正の内容】 指定通知書(無形文化財等)の様式を新規に追加</p>
島原市指定文化財指定通知書		年 月 日																																	
第 号	様	島原市教育委員会																																	
次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。																																			
名 称																																			
数 量																																			
特記事項																																			
島原市指定文化財指定通知書(無形文化財等)		年 月 日																																	
第 号	様	島原市教育委員会																																	
次のものを島原市指定文化財に指定したので通知します。																																			
保 持 者																																			
特記事項																																			

解説及び資料

【第1号様式の改正】

字句及び様式名の改正

現 行

第1号様式

(表)

名称	指 定 書
特記事項	
上記のものを島原市	に指定する。
年 月 日	
	島原市教育委員会 印

(裏)

所有者等	所有者等の住所	文化財所在の場所	交付再交付変更 年 月 日

注 意

- 1 次の場合には島原市文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならない。
- (1) 指定文化財の所有者等が変更したとき。
- (2) 指定文化財の所有者等が、その氏名若しくは名前又は住所を変更したとき。
- (3) 指定文化財の所在、場所を変更したとき。
- (4) 指定文化財の指定の解除を受けるときは、20日以内に、この指定書を教育委員会に返付すること。

改 正 案

様式第3号(第3条関係)

(表)

名称	指 定 書
特記事項	
上記のものを島原市	に指定する。
年 月 日	
	島原市教育委員会 印

(裏)

所有者等	所有者等の住所	文化財所在の場所	交付再交付変更 年 月 日

注 意

- 1 次の場合には島原市文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならない。
- (1) 指定文化財の所有者等に変更があったとき。
- (2) 指定文化財の所有者等が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 指定文化財の所在の場所を変更したとき。
- 2 指定文化財の指定の解除を受けたときは、20日以内にこの指定書を教育委員会に返還すること。

解説及び資料

【第2号様式の改正】
字句及び様式名の改正

現 行

第2号様式

(表)

指定書(無形文化財)

氏名(又は名称) _____ 年 月 日生

芸名等 _____

特記事項 _____

上記のものを島原市無形文化財に指定する。

年 月 日

島原市教育委員会 印

(裏)

保 持 者	保持者の住所	交付再交付変更年月日

注 意

1 次の場合には島原市文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならない。

(1) 保持者が、その氏名 _____、芸名若しくは称号又は住所が変更したとき。

(2) 指定文化財の指定の解除 _____ を受けたときは、20日以内にこの指定書を添えて教育委員会に返付すること。

(3) 保持者が死亡したときは、その遺族はすみやかに、この指定書を添えて教育委員会に届け出ること。

改 正 案

様式第4号(第3条関係)

(表)

指定書(無形文化財等)

氏名(又は名称) _____ 年 月 日生

芸名(又は称号) _____

特記事項 _____

上記のものを島原市 _____ に指定する。

年 月 日

島原市教育委員会 _____

(裏)

保 持 者	保持者の住所	交付再交付変更年月日

注 意

1 次の場合には島原市文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならない。

保持者が、その氏名(又は名称)、芸名(又は称号)又は住所を変更したとき。

2 指定文化財の指定の解除の通知を受けたときは、20日以内にこの指定書を教育委員会に返還すること。

3 保持者が死亡したときは、その遺族は速やかに、この指定書を添えて教育委員会に届け出ること。

改正案	現行	解説及び資料														
<p>様式第5号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財指定書再交付申請書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び数量 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 亡失、滅失、破損の年月日 4 亡失、滅失、破損の事由 5 その他参考事項 <p>上記の指定書を亡失(滅失、破損)しましたので再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財指定書再交付申請書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び数量 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 亡失、____破損、き損の年月日 4 亡失、____破損、き損の事由 5 その他参考事項 <p>上記の指定書を亡失(____破損、き損)しましたので再交付を申請致します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>【第3号様式の改正】 字句及び様式名の改正</p>														
<p>様式第6号(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財指定解除通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 号</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">島原市教育委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">次のは、島原市指定文化財の指定を解除したので通知します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解除の理由</td> <td></td> </tr> </table>	第 号	年 月 日	様		島原市教育委員会		次のは、島原市指定文化財の指定を解除したので通知します。		名称		数量		解除の理由		<p>【改正の内容】 指定解除通知書の様式を新規に追加</p>	
第 号	年 月 日															
様																
島原市教育委員会																
次のは、島原市指定文化財の指定を解除したので通知します。																
名称																
数量																
解除の理由																

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第9号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財所有者等変更届</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び数量 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 旧所有者等の住所、氏名、名称 4 新所有者等の住所、氏名、名称 5 変更年月日 6 変更の理由 <p>上記のとおり所有者等を変更しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 新所有者等 氏名</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>第5号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財所有者等変更届</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び員数 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 旧所有者等の住所、氏名、名称 4 新所有者等の住所、氏名、名称 5 変更年月日 6 変更の理由 <p>上記のとおり所有者等を変更しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 新所有者等 氏名</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>【第5号様式の改正】 字句及び様式名の改正</p>
<p>様式第10号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財所有者等(保持者)氏名変更届</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び数量 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 変更前の氏名(名称)若しくは住所 4 変更後の氏名(名称)若しくは住所 5 変更の年月日 6 その他参考事項 <p>上記のとおり変更しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>第6号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財所有者等(保持者)氏名変更届</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び員数 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 変更前の氏名(名称)若しくは住所 4 変更後の氏名(名称)若しくは住所 5 変更の年月日 6 その他参考事項 <p>上記のとおり変更しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>【第6号様式の改正】 字句及び様式名の改正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第11号(第5条関係)</p> <p>島原市指定文化財滅失(盗損、亡失、盗難)届</p> <ol style="list-style-type: none"> 種類、名称及び数量 指定書の記号番号及び年月日 滅失(盗損、亡失、盗難)の年月日 滅失(盗損、亡失、盗難)の状況及び処置 その他参考事項 <p>上記のとおり島原市指定文化財を滅失(盗損、亡失、盗難)しましたのでお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>所有者等(管理責任者) 住 所 氏 名</p> <p>島原市教育委員会 様</p>	<p>第7号様式</p> <p>島原市指定文化財滅失(損傷、亡失、盗難)届</p> <ol style="list-style-type: none"> 種類、名称及び数量 指定書の記号番号及び年月日 滅失(損傷、亡失、盗難)の年月日 滅失(損傷、亡失、盗難)の状況及び処置 その他参考事項 <p>上記のとおり島原市指定文化財を滅失(損傷、亡失、盗難)しましたのでお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>所有者等(管理責任者) 住 所 氏 名</p> <p>島原市教育委員会 様</p>	<p>【第7号様式の改正】 字句及び様式名の改正</p>
<p>様式第12号(第5条関係)</p> <p>島原市指定文化財所在の場所変更届</p> <ol style="list-style-type: none"> 種類、名称及び数量 指定書の記号番号及び指定年月日 旧所在地 新所在地 変更年月日 変更の理由 その他参考事項 <p>上記のとおり所在の場所を変更しましたのでお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>所有者等 住 所 氏 名</p> <p>島原市教育委員会 様</p>	<p>第8号様式</p> <p>島原市指定文化財の所在、場所の変更届</p> <ol style="list-style-type: none"> 種類、名称及び数量 指定書の記号番号及び指定年月日 旧所在地 新所在地 変更年月日 変更の理由 その他参考事項 <p>上記のとおり所在の場所を変更しましたのでお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>所有者等 住 所 氏 名</p> <p>島原市教育委員会 様</p>	<p>【第8号様式の改正】 字句及び様式名の改正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第1.3号(第6条関係)</p> <p>島原市指定文化財現状変更許可申請書</p> <p>島原市教育委員会 様</p> <p>申請者 住所 氏名又は名称</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり現状変更を申請しますので、許可下さるよう申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市指定文化財の名称及び数量 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 指定文化財の所在地 4 所有者等(管理責任者)の氏名、住所 5 変更の理由 6 変更の内容と実施の方法 7 施行の予定期間 8 施行予定者の氏名又は名称 9 変更に必要な経費 10 その他参考となるべき事項 <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。 2 変更しようとする箇所(地域)のキャビネ型以上の大きさの写真で変更箇所(地域)を表示したものを添付すること。 3 史跡名勝天然記念物の場合は変更しようとする地域及び地ぼうを表した実測図で地番を記入し変更地域を表示したものを添付すること。 4 所有者が申請する場合は、「4 所有者等(管理責任者)の氏名、住所」の箇所は記載する必要がない。 	<p>第1.0号様式</p> <p>島原市指定文化財現状変更許可申請書</p> <p>島原市教育委員会 様</p> <p>申請者 住所 氏名又は名称</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり現状変更を申請しますので、許可下さるよう申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市指定文化財の名称及び員数 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 指定文化財の所在地 4 所有者等(管理責任者)の氏名、住所 5 変更の理由 6 変更の内容と実施の方法 7 施行の予定期間 8 施行予定者の氏名又は名称 9 変更に必要な経費 10 その他参考となるべき事項 <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付する。 2 変更しようとする箇所(地域)のキャビネ型以上の大きさの写真で変更箇所(地域)を表示したものを添付する。 3 史跡名勝天然記念物の場合は変更しようとする地域及び地ぼうを表した実測図で地番を記入し変更地域を表示したものを添付すること。 4 所有者が申請する場合は、「4 所有者の氏名又は名称及び住所」の箇所は記載する必要がない。 	<p>【第1.0号様式の改正】</p> <p>字句及び様式名の改正</p>

改正案

様式第14号(第6条関係)

第 号	島原市指定文化財現状変更許可書 様 島原市教育委員会
指 定 番 号	
名 称 及 び 数 量	
変 更 の 内 容 及 び 方 法	
変 更 の 時 期	
許 可 の 条 件 等	

次のとおり島原市指定文化財の現状変更を許可する。

現行

第11号様式

第 号	島原市指定文化財現状変更許可書 殿 島原市教育委員会
指 定 番 号	
名 称 及 び 数 量	
変 更 の 内 容 及 び 方 法	
変 更 の 時 期	
許 可 の 条 件 等	

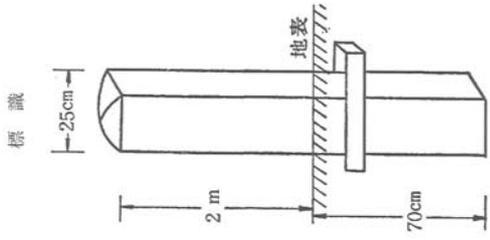
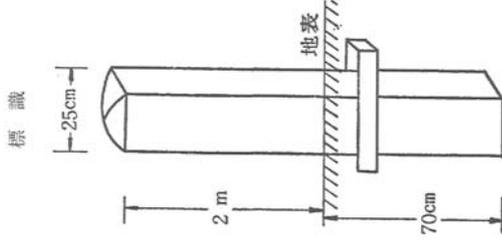
次のとおり島原市指定文化財の現状変更を許可する。

解説及び資料

【第11号様式の改正】
字句及び様式名の改正

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第15号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財修理届</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び数量 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 修理を必要とする理由 4 修理を行なう場所 5 修理の着手及び終了の予定時期 6 修理施行者の住所氏名 7 その他参考事項 <p>上記のとおり島原市指定文化財を修理いたしますのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者等（管理責任者） 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p style="text-align: center;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>第9号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財修理届</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び数量 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 修理を必要とする理由 4 修理を行なう場所 5 修理の着手及び終了の予定時期 6 修理施行者の住所氏名 7 その他参考事項 <p>上記のとおり島原市指定文化財を修理いたしますのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者等（管理責任者） 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">〇</p> <p style="text-align: center;">島原市教育委員会 様</p> </div>	<p>【第9号様式の改正】 字句及び様式名の改正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>_____</p>	<p>第12号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">島原市指定文化財補助金交付申請書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種類、名称及び員数 2 指定書の記号番号及び指定年月日 3 所有者の住所の氏名 4 現 状 5 交付を必要とする理由 6 所要経費の総額 7 交付希望額 8 着手及び完了の予定時期 9 その他参考事項 <p>上記のとおり島原市指定文化財について補助金を交付して下さいさるよう申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">島原市教育委員会 殿 印</p> </div> <p>※この申請書は2部提出すること。</p>	<p>【第12号様式の改正】</p> <p>新たに、島原市指定文化財補助金交付要綱を定めることから削除。</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第16号(第10条関係)</p> <p>標識の形状及び寸法</p> 	<p>第13号様式</p> <p>標識の形状及び寸法</p> 	<p>【第13号様式の改正】 様式名の改正</p>

改正案

様式第1.7号(第1.1条関係)

(表)

島原市指定文化財台帳									
種別	指 番	定 号	所 在 地		変 更 年 月 日	摘 要			
名称	指 年 月 日	定 年 月 日	所 在 地		変 更 年 月 日	摘 要			
数量	告 年 月 日	示 年 月 日	所 在 地		変 更 年 月 日	摘 要			
住所	所	氏	名	変 更 年 月 日	摘 要				
所有者等	所	氏	名	変 更 年 月 日	摘 要				
保持者									
管理責任者									
特記事項									

現行

第1.4号様式

(表)

島原市文化財台帳									
種別	指 番	定 号	所 在 地		変 更 年 月 日	摘 要			
名称	指 年 月 日	定 年 月 日	所 在 地		変 更 年 月 日	摘 要			
数量	告 年 月 日	示 年 月 日	所 在 地		変 更 年 月 日	摘 要			
住所	所	氏	名	変 更 年 月 日	摘 要				
所有者等	所	氏	名	変 更 年 月 日	摘 要				
保持者									
管理責任者									
特記事項									

解説及び資料

【第1.4号様式(表)の改正】
字句及び様式名の改正

改正案	現行	解説及び資料						
<p>_____</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="347 1400 1204 2072"> <tr> <td data-bbox="359 1400 590 2072">指定の理由</td> <td data-bbox="590 1400 821 2072">指定の参考資料</td> <td data-bbox="821 1400 1197 2072">指定後の経過</td> </tr> </table>	指定の理由	指定の参考資料	指定後の経過	<p>第14号様式</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="347 593 1204 1265"> <tr> <td data-bbox="359 593 590 1265">指定の理由</td> <td data-bbox="590 593 821 1265">指定の参考資料</td> <td data-bbox="821 593 1197 1265">指定後の経過</td> </tr> </table>	指定の理由	指定の参考資料	指定後の経過	<p>【第14号様式（裏）の改正】 様式名の改正</p>
指定の理由	指定の参考資料	指定後の経過						
指定の理由	指定の参考資料	指定後の経過						

第6号議案

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

附属設備

品名	単位	使用料
放送設備	1式1日	1,100円
テント	1台1日	550円
長机	1台1日	30円
椅子	1脚1日	10円

冷暖房設備

諸室名	単位	使用料
アリーナ	1時間	4,400円
会議室1階	1時間	60円
会議室1	1時間	60円
会議室2	1時間	60円
会議室3	1時間	60円

備考 1 長机、椅子を体育館等から持ち出して使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額を使用料として徴収する。

2 この表に規定しない設備等を使用する場合の光熱水費等は、その実費を基準としてその都度委員会が定めた額を徴収する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年2月3日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

空調機の整備に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料																																																
<p>○島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則 平成25年11月29日教育委員会規則第28号 別表第1（第6条関係） 附属設備</p> <table border="1" data-bbox="502 1377 734 2072"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式1日</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1台1日</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>長机</td> <td>1台1日</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>1脚1日</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房設備</p> <table border="1" data-bbox="774 1377 1053 2072"> <thead> <tr> <th>諸室名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1時間</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>会議室1階</td> <td>1時間</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>1時間</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1時間</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>1時間</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 長机、椅子を体育館等から持ち出して使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額を使用料として徴収する。 2 この表に規定しない設備等を使用する場合の光熱水費等は、その実費を基準としてその都度委員会が定めた額を徴収する。</p>	品名	単位	使用料	放送設備	1式1日	1,100円	テント	1台1日	550円	長机	1台1日	30円	椅子	1脚1日	10円	諸室名	単位	使用料	アリーナ	1時間	4,400円	会議室1階	1時間	60円	会議室1	1時間	60円	会議室2	1時間	60円	会議室3	1時間	60円	<p>○島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則 平成25年11月29日教育委員会規則第28号 別表第1（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="502 593 734 1288"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式1日</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1台1日</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>長机</td> <td>1台1日</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>1脚1日</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 長机、椅子の館外持ち出しは、10割増とする。 2 この表に規定していないもの使用料については、教育委員会が別に定める。</p>	品名	単位	使用料	放送設備	1式1日	1,100円	テント	1台1日	550円	長机	1台1日	30円	椅子	1脚1日	10円	<p>空調機整備による改正</p>
品名	単位	使用料																																																
放送設備	1式1日	1,100円																																																
テント	1台1日	550円																																																
長机	1台1日	30円																																																
椅子	1脚1日	10円																																																
諸室名	単位	使用料																																																
アリーナ	1時間	4,400円																																																
会議室1階	1時間	60円																																																
会議室1	1時間	60円																																																
会議室2	1時間	60円																																																
会議室3	1時間	60円																																																
品名	単位	使用料																																																
放送設備	1式1日	1,100円																																																
テント	1台1日	550円																																																
長机	1台1日	30円																																																
椅子	1脚1日	10円																																																

第7号議案

島原市指定文化財補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、島原市文化財保護条例（昭和49年6月21日条例第23号）第12条の規定に基づき、文化財の保護を通して郷土文化の向上を図るため、島原市指定文化財（以下「指定文化財」という。）の保存のために実施する事業（以下「補助事業」という。）を行う指定文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）又は保持者に対し、予算の範囲内において島原市指定文化財補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、島原市指定文化財補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計仕様書及び設計又は実施方法及び内容を詳細に示す書類
- (2) 収支予算書
- (3) 工事の箇所又は事業の内容を示すキャビネット型写真又は図面
- (4) その他参考となる資料

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受ける者は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

(経費の配分等の軽微な変更)

第5条 規則第11条第2項第1号の規定による軽微な変更とは、別に定める場合を除き、補助目的の達成に何ら支障のないと認められる経費の配分の変更(補助額の変更を伴わないものに限る。)とする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、島原市指定文化財補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ期限)

第7条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受け取った日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 第6条の交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、島原市指定文化財補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業の完了した日から30日を経過した日(市長が別に指示したときは、その期限)までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の施行の経過その他必要な事項を記載した報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の結果を示す写真又は図面
- (4) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、島原市指定文化財補助金交付額確定通知書(様式第4号)によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市指定文化財補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、島原市指定文化財補助金概算払交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付手続きの特例)

第11条 補助対象経費が指定文化財の日常的な維持管理又は当該指定文化財が無形文化財若しくは無形民俗文化財の継承活動の場合において、市長が認めた場合は、第3条、第6条、第8条、第9条又は第10条の規定にかかわらず、当該各条の手続きを併合又は省略して補助金を交付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月3日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、島原市文化財保護条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の規定によりなされた申請の手續その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

	補助対象者	補助対象経費	補助額
1	所有者等（管理責任者がある場合は、その者）	指定文化財（2の項に規定するものを除く。）の管理又は修理若しくは復旧について特に必要があると認められる経費 指定文化財（2の項に規定するものを除く。）の日常的な維持管理（指定文化財の形状を変えない文化財及び文化財近辺の清掃活動並びに伝統的行事の実施をいう。）に係る経費	予算の範囲内で市長が認める額
2	無形文化財又は無形民俗文化財の保持者	指定文化財のうち、無形文化財又は無形民俗文化財の継承活動（技術の継承のために行われる日常の活動、練習及び指導並びに伝統的行事の実施をいう。）の場合	予算の範囲内で市長が認める額

年 月 日

島原市長 様

申請者（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市指定文化財補助金交付申請書

年度における島原市指定文化財補助金について 円を交付されるよう、島原市指定文化財補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第 号）第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定文化財の種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者等（管理責任者がある場合は、その者）又は保持者の住所の氏名
- 4 現 状
- 5 交付を必要とする理由
- 6 所要経費の総額
- 7 交付希望額
- 8 着手及び完了の予定時期
- 9 その他参考事項
- 10 添付書類

島原市指令 第 号

（令達先）（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市指定文化財補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた 年度島原市指定文化財補助金の交付について、島原市指定文化財補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第 号）第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付の条件

年 月 日

島原市長 様

（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市指定文化財補助金実績報告書

年 月 日付島原市指令第 号で交付の決定の通知があつた島原市指定文化財補助金について、島原市指定文化財補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第 号）第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 指定文化財の種類、名称及び数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者等（管理責任者がある場合は、その者）又は保持者の住所の氏名
- 4 補助事業の概要
- 5 補助金交付決定額
- 6 補助金精算額
- 7 補助金不用額
- 8 着手及び完了の時期
- 9 その他参考事項
- 10 添付書類

島原市指令 第 号

（令達先）（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市指定文化財補助金交付額確定通知書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした 年度島原市指定文化財補助金について、島原市指定文化財補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示 第 号）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。

年 月 日

島原市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

年 月 日

島原市長 様

請求者（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市指定文化財補助金交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で額の確定の通知があつた島原市指定文化財補助金を下記のとおり交付されるよう、島原市指定文化財補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第 号）第10条第1項の規定により請求します。

記

1 交付確定額 円

2 請求額

既 交 付 額	今 回 請 求 額	未 交 付 額
円	円	円

3 受領方法 口座振替・窓口払い

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

年 月 日

島原市長 様

請求者（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市指定文化財補助金概算払交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があつた 年度
島原市指定文化財補助金を下記のとおり交付されるよう、島原市指定文化財補助金交付要
綱（令和3年教育委員会告示第 号）第10条第2項の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額

既 交 付 額	今 回 請 求 額	未 交 付 額
円	円	円

3 受領方法 口座振替・窓口払い

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義	-----		

令和3年2月3日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市指定文化財補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を制定しようとするものである。

第8号議案

島原市立小・中学校における学校評議員設置要綱の一部を改正する要綱

島原市立小・中学校における学校評議員設置要綱（平成13年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条の3」を「第18条の3」に、「中学校における」を「中学校（以下「学校」という。）における」に改める。

第5条第2項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和3年2月3日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

学校評議員の委嘱等に関し、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

第9号議案

島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市小・中学校育友会補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島原市小・中学校育友会等補助金交付要綱

第1条中「PTA」の次に「（以下「育友会等」という。）」を加え、「育友会補助金」を「育友会等補助金」に改める。

第2条第1号中「育友会及びPTAの管理運営」を「育友会等の運営等」に改め、同条第2号中「定める額以内で市長が別に定める」を「範囲内で市長が認める」に改める。

第3条中「育友会」を「育友会等」に改める。

第4条の見出し中「補助金交付の」を「補助金の交付」に改め、同条第1項中「育友会」を「育友会等」に改める。

第5条から第8条までの規定中「育友会」を「育友会等」に改める。

様式中「育友会」を「育友会等」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月3日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

補助対象団体の規定について、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>島原市小・中学校育友会等補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 市は、市内の小・中学校において組織されている育友会及びPTA（以下「育友会等」という。）に対し、予算の定めるところにより、島原市小・中学校育友会等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象及び補助額)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助の対象となる経費 育友会等の運営等_____に要する経費とする。</p> <p>(2) 補助額 補助金の交付額は、予算の範囲内で市長が認める_____額とする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする者は、島原市小・中学校育友会等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から(3)まで 略 (補助金の交付 決定等)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、島原</p>	<p>島原市小・中学校育友会 補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 市は、市内の小・中学校において組織されている育友会及びPTA _____に対し、予算の定めるところにより、島原市小・中学校育友会補助金 _____（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象及び補助額)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助の対象となる経費 育友会及びPTAの管理運営に要する経費とする。</p> <p>(2) 補助額 補助金の交付額は、予算の定める額以内で市長が別に定める額とする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする者は、島原市小・中学校育友会 補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から(3)まで 略 (補助金交付の 決定等)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、島原</p>	<p>【第1条の改正】 字句の修正</p> <p>【第2条の改正】 字句の修正</p> <p>【第3条の改正】 字句の修正</p> <p>【第4条の改正】 字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>市小・中学校<u>友会等</u>補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。</p>	<p>市小・中学校<u>友会</u>補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。</p>	
<p>2 略 (変更等の承認)</p>	<p>2 略 (変更等の承認)</p>	
<p>第5条 前条の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかに<u>島原市小・中学校<u>友会等</u>補助金</u>交付決定通知書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) から(3)まで 略 (実績報告)</p>	<p>第5条 前条の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかに<u>島原市小・中学校<u>友会</u></u>補助金内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) から(3)まで 略 (実績報告)</p>	<p>【第5条の改正】 字句の修正</p>
<p>第6条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、<u>島原市小・中学校<u>友会等</u>補助金</u>実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後すみやかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から(3)まで 略 (補助金の額の確定)</p>	<p>第6条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、<u>島原市小・中学校<u>友会</u></u>補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後すみやかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から(3)まで 略 (補助金の額の確定)</p>	<p>【第6条の改正】 字句の修正</p>
<p>第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、<u>島原市小・中学校<u>友会等</u>補助金</u>交付額確定通知書(様式第5号)を交付決定者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p>	<p>第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、<u>島原市小・中学校<u>友会</u></u>補助金交付額確定通知書(様式第5号)を交付決定者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p>	<p>【第7条の改正】 字句の修正</p>
<p>第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、<u>島原市小・中学校<u>友会等</u>補助金</u>交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、<u>島原市小・中学校<u>友会</u></u>補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>【第8条の改正】 字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>島原市長 様</p> <p>申請者 住 所 団 体 名 代表者名</p> <p>印</p> <p>年度島原市小・中学校查友会等補助金交付申請書</p> <p>年度における島原市小・中学校查友会等補助金について、円を交付されるよう、島原市小・中学校查友会等補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 事業計画書 2 収支予算書</p> <p>記</p>	<p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>島原市長 様</p> <p>申請者 住 所 団 体 名 代表者名</p> <p>印</p> <p>年度島原市小・中学校查友会 補助金交付申請書</p> <p>年度における島原市小・中学校查友会 補助金について、円を交付されるよう、島原市小・中学校查友会 補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 事業計画書 2 収支予算書</p> <p>記</p>	<p>【様式第1号の改正】 字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第2号(第4条関係)</p> <p>島原市指令 第 号</p> <p>令達先 住 所 団 体 名 代表者名</p> <p>年度島原市小・中学校<u>友会等</u>補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった 年度島原市小・中学校<u>友会等</u>補助金の交付について、島原市小・中学校<u>友会等</u>補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p>島原市長</p> <p>記</p> <p>1 交付決定額 円</p>	<p>様式第2号(第4条関係)</p> <p>島原市指令 第 号</p> <p>令達先 住 所 団 体 名 代表者名</p> <p>年度島原市小・中学校<u>友会</u>補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった 年度島原市小・中学校<u>友会</u>補助金の交付について、島原市小・中学校<u>友会</u>補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p>島原市長</p> <p>記</p> <p>1 交付決定額 円</p>	<p>【様式第2号の改正】 字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第4号(第6条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>島原市長 様</p> <p>申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 名 印</p> <p>年度島原市小・中学校直友会等補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった島原市小・中学校直友会等補助金について、島原市小・中学校直友会等補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。</p> <p>関係書類</p> <p>1 事業実績報告書</p> <p>2 収支決算書</p> <p>記</p>	<p>様式第4号(第6条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>島原市長 様</p> <p>申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 名 印</p> <p>年度島原市小・中学校直友会 補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった島原市小・中学校直友会 補助金について、島原市小・中学校直友会 補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。</p> <p>関係書類</p> <p>1 事業実績報告書</p> <p>2 収支決算書</p> <p>記</p>	<p>【様式第4号の改正】 字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>様式第5号(第7条関係)</p> <p>島原市指令 第 号</p> <p>令 達 先 住 所 団 体 名 代 表 者 名</p> <p>年度島原市小・中学校<u>査友会等</u>補助金交付額確定通知書</p> <p>年 月 日付島原指令 第 号で交付の決定をした 年度 島原市小・中学校<u>査友会等</u>補助金について、島原市小・中学校<u>査友会等</u>補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p>島原市長</p> <p>記</p> <p>1 交付決定額 円</p> <p>2 交付確定額 円</p>	<p>様式第5号(第7条関係)</p> <p>島原市指令 第 号</p> <p>令 達 先 住 所 団 体 名 代 表 者 名</p> <p>年度島原市小・中学校<u>査友会</u>補助金交付額確定通知書</p> <p>年 月 日付島原指令 第 号で交付の決定をした 年度 島原市小・中学校<u>査友会</u>補助金について、島原市小・中学校<u>査友会</u>補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p>島原市長</p> <p>記</p> <p>1 交付決定額 円</p> <p>2 交付確定額 円</p>	<p>【様式第5号の改正】 字句の修正</p>

改正案	現行	解説及び資料																																
<p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>島原市小・中学校育友会補助金交付請求書(精算私・概算私)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>島原市長 様</p> <p>住所 団体名 代表者名 印</p> <p>年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定の通知があつた島原市小・中学校育友会等補助金について、島原市小・中学校育友会等補助金交付要綱第8条の規定により請求します。</p> <p>記</p> <p>1 交付決定額 円</p> <p>2 交付請求額 円</p> <p>3 受領方法 口座振替・窓口払い</p> <table border="1" data-bbox="1013 1422 1189 1668"> <tr><td>金融機関</td><td colspan="2">銀行</td><td>支店</td></tr> <tr><td>預金種別</td><td>普通・当座</td><td>口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>口座名義</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	金融機関	銀行		支店	預金種別	普通・当座	口座番号		フリガナ				口座名義				<p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>島原市小・中学校育友会補助金交付請求書(精算私・概算私)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>島原市長 様</p> <p>住所 団体名 代表者名 印</p> <p>年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定の通知があつた島原市小・中学校育友会補助金について、島原市小・中学校育友会補助金交付要綱第8条の規定により請求します。</p> <p>記</p> <p>1 交付決定額 円</p> <p>2 交付請求額 円</p> <p>3 受領方法 口座振替・窓口払い</p> <table border="1" data-bbox="1013 638 1165 1265"> <tr><td>金融機関</td><td colspan="2">銀行</td><td>支店</td></tr> <tr><td>預金種別</td><td>普通・当座</td><td>口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>口座名義</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	金融機関	銀行		支店	預金種別	普通・当座	口座番号		フリガナ				口座名義				<p>【様式第6号の改正】 字句の修正</p>
金融機関	銀行		支店																															
預金種別	普通・当座	口座番号																																
フリガナ																																		
口座名義																																		
金融機関	銀行		支店																															
預金種別	普通・当座	口座番号																																
フリガナ																																		
口座名義																																		

第 10 号議案

令和 2 年度有馬スポーツ賞の交付について

令和 2 年度（第 40 回）有馬スポーツ賞を別紙の者に交付することについて、承認を求める。

令和 3 年 2 月 3 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市スポーツ振興基金条例第 4 条第 1 項の規定により、令和 2 年度有馬スポーツ賞を交付しようとするものである。

令和2年度 第40回 有馬スポーツ賞受賞者一覧

別紙

個人の部

NO	氏名	種目	所属	成績(受賞理由)
1	クリハラ トア 栗原 都亜	ソフトテニス	第一小学校 6年	○第20回全国小学生ソフトテニス大会長崎県予選会 女子の部 優勝
2	ヨシダ リオ 吉田 凜音	ソフトボール	第五小学校 6年	○令和2年度長崎県小学生ソフトボール選手権大会 女子 優勝
3	ミヤザキ アオイ 宮崎 葵唯	陸上	第一中学校 2年	○令和2年度長崎県中学校陸上競技新人大会 女子共通100mH 1位 ○JOCジュニアオリンピックカップ全国中学校陸上競技大会2020選考会兼第66回全日本中学校通信陸上競技大会長崎県大会 女子共通100mH 1位
4	コバチ ヒヨリ 小鉢 ひより	陸上	第三中学校 2年	○JOCジュニアオリンピックカップ全国中学校陸上競技大会2020選考会兼第66回全日本中学校通信陸上競技大会長崎県大会 女子2年100m 1位
5	オサキ リオ 尾崎 凜和	バスケットボール	有明中学校 3年	○2020年度第2回長崎県U15バスケットボール選手権大会兼Jr.ウインターカップ第1回全国U15バスケットボール選手権大会長崎県予選会 女子 優勝 ○2020年度第1回全国U15バスケットボール選手権大会 出場

団体の部

NO	団体名	種目	代表者	成績(受賞理由)
1	島原JHS男子 ソフトボールクラブ	ソフトボール	オオタ タスク 太田 匡	○令和2年度長崎県中学生男子ソフトボール選手権大会 優勝 (太田匡、宇土瑞優、白石亮仁、宮崎斗希、松下智、前田裕教、酒井滉大、太田一颯)
2	アンベリール島 原	フットサル	トモナガ アリサ 友永 有咲	○KYFA第11回九州女子U-15フットサル大会長崎県予選 優勝 ○KYFA第11回九州U-15女子フットサル選手権大会 準優勝 (友永有咲、珠林來々、橋本歩愛、横田ひまり、下田はづき)
3	島原市女子 U12トレセン	サッカー	ウト ラナ 宇土 來南	○第31回九州ガールズエイト(U-12)サッカー大会 優勝 (宇土來南、草野心来、古瀬心暖、植木美海、吉永怜奈、山村優月、大島愛莉、横田こまち、草野菜々子)
4	島原市立 第一中学校 野球部	軟式野球	ナカヤマ リンタロウ 中山 倫太郎	○第49回長崎県少年軟式野球選手権大会 優勝 (中山倫太郎、佐藤奨眞、島田結太郎、大橋律輝、野田夕生、塚野勇太、早田友洋、水本晴人、中村謙太、原川大征、辻村明成、新田琉夏、松野琉己、黒田樹音、西田涼夏、原川紘英、森田遥陽、大町瑛太)
5	島原市立 第三中学校 陸上競技部	陸上	コジマ レイカ 小島 梨花	○令和2年度島原市中学校総合体育大会陸上競技 女子の部低学年4×100mR 1位(大会新) (小島梨花、高原心望、金本芭奈、小鉢ひより)
6	島原市立 有明中学校 サッカー部	フットサル	ミヤモト ツヨシ 宮本 剛志	○第26回長崎県ジュニアユースフットサル大会 優勝 (宮本剛志、三浦慧翔、諸山拓海、中島悠翔、廣瀬優輝、板倉英助、村田智志、蒲池映一鳳、佐藤凜、宇土尊琉、伊藤弘晋、荒木祐嗣、菅篤志、林田宝)
7	島原市立 有明中学校 剣道部	剣道	ヨシダ シキ生 吉田 至生	○令和2年度長崎県中学校剣道競技新人大会 男子団体 優勝 (吉田至生、松本拓海、太田瑛崇、竹本総汰朗、木田圭祐、酒井響、林田嵩良)
8	FC雲仙エステイ オール	サッカー	ムラカミ カケル 村上 駈流	○2020年度第9回長崎県クラブユース(U-13)サッカー大会 優勝 (村上駈流、宮崎翔、川田修士、内田航太郎、大町遼雅、北田椋己、中山琉斗、黒田悠人)

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表

令和3年2月3日 定例会

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
4	月	仕事始め式（リモートによる市長訓示）	9:00	各執務室	
5	火	事業団理事新年あいさつ	10:00	教育長室	教育長
6	水	出初式	9:10	島原文化会館	
7	木	定例教育委員会	13:30	有明庁舎大会議室	教育委員、教育長、次長、各課長他
12	火	12月定例会市議会 総務委員会	10:00	本庁委員会室	教育長、次長、課長
14	木	12月定例会市議会 教育厚生委員会	10:00	本庁委員会室	教育長、次長、各課長他
18	月	12月定例会市議会 予算審査特別委員会	10:00	本庁委員会室	教育長、次長、各課長他
19	火	R3当初予算副市長査定	9:30	本庁庁議室	次長
19	火	広報編集委員会	9:00	本庁2B会議室	課長
21	木	12月定例会市議会最終日 表決	10:00	本庁議場	教育長、次長
26	火	国土強靱化計画策定検討会議	10:00	本庁2D会議室	課長
27	水	令和3年度当初予算に関する意見書提出	11:00	杉谷公民館2階講義室	教育委員、教育長、次長、各課長他
27	水	指名選定委員会	13:30	本庁庁議室	次長
27	水	空家等対策委員会	15:00	本庁庁議室	次長
28	木	学校施設長寿命化計画検討委員会	10:00	本庁3B会議室	教育長、次長、各課長他
28	木	島原市表彰審査会	13:30	本庁庁議室	次長
29	金	副市長感謝状贈呈式・お見送り	17:15	本庁第一応接室	教育長

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
7	木	島原市学校給食用物資納入指定業者選考委員会	14:00	有明給食センター	長岡
7	木	5歳児健診(27日)	14:00	保健センター	森田
8	金	市町別教育長ヒアリング	11:20	県庁	教育長、課長
12	火	島原・雲仙・南島原地区初任者研修 第2回地区研修〔連絡研修〕	13:30	森岳公民館	長岡、森田、園田、小鉢
13	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、長岡、中尾、森田、園田、小鉢
13	水	献立案作成会	10:00	有明給食センター	塩田
13	水	第2回島原市教育支援委員会	14:00	有明公民館	森田
18	月	会計年度任用職員面接	13:00	有明庁舎	課長、長岡、中尾、森田、園田、小鉢
18	月	大学教授等と連携した授業改善研修	14:45	第四小	森田
19	火	G-suite活用研修	13:30	有明庁舎	園田、小鉢
20	水	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	長岡、中尾、森田、園田
20	水	市町別教育長人事ヒアリング	11:00	有明庁舎	教育長、課長
20	木	会計年度任用職員再任用及び時差出勤説明会	15:30	本庁舎	中尾
26	火	生徒指導推進協議会web	13:00	有明庁舎	小鉢
26	火	G-suite活用研修	13:30	有明庁舎	園田
26	火	学力調査分析研修会	15:40	湯江小	森田
27	水	ふれあい給食	11:30	第四小	市長、教育委員、教育長、次長、課長、長岡、中尾、森田、塩田
27	水	学校安全支援事業web	13:10	有明庁舎	小鉢
28	木	自立支援協議会こども部会	9:30	本庁舎	森田
28	木	第一中研究発表会	13:45	第一中	課長、中尾
29	金	教務主任会	14:00	杉谷公民館	森田、小鉢

島原市教育委員会 2月定例会報告事項

【令和3年1月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
3	日	令和3年島原市成人式	13:30	島原文化会館	延期
6	水	県生涯学習課椋本参事ほか来庁	10:30	有明庁舎	課長、藤井
8	金	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長、小山、森
20	水	社会教育担当者会	9:30	三会公民館	課長、藤井、野口指導員
23	土	薬園跡の薬草教室「だいたいマーメイド作り」	13:00	薬園跡	課長、中村、山下
27	水	一般会計当初予算に関する意見書提出	11:00	杉谷公民館	課長
27	水	ふれあい給食	12:10	第四小学校	課長
29	木	島原城跡保存活用計画策定検討委員会	9:30	本庁舎	教育長、次長、課長、文化財保護推進室
29	金	ながさき県民大学運営委員会	14:00	長崎市	書面開催
※ 各地区にて高齢者学級0回「中止7回」（担当：野口）・女性学級3回開催「中止3回、延期1回」（担当：松本）					

【付記事項】

9	土	安中地区鬼火	9:30	われん川河川敷	延期
10	日	白山地区鬼火	10:00	第三小運動場	中止
10	日	杉谷地区親子の集い（鬼火）・ふれあいウォーキング	10:50	中尾川河川敷	鬼火のみ実施
		島原さつき会新年会			中止
		森岳楽生会新年会			中止
		森岳地区婦人会新年会			中止
		島原文化連盟新年会			中止
		島原市婦人会連絡協議会新年懇親会			中止
		島原市PTA連合会研修会			中止

令和3年2月行事予定表

令和3年2月3日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	月	施政方針検討会 13:30 本庁庁議室 ◎○ 当初予算最終内示及び概要説明会 10:00 本庁2A ○△	学校給食用寄贈海苔の受領 11:00 教育長室 ◎	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	
2	火			土地対策会議 13:30 本庁舎 ○△	
3	水	定例教育委員会 13:30 2階第一会議室 ◎○△			
4	木				
5	金	まち・ひと・しごと創生推進会議 13:30 本庁2A ○	定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△	県下少年センター所長会「中止」	
6	土				
7	日				
8	月	施政方針検討会 9:00 本庁庁議室 ◎○			ドイツパラ選手等とのオンライン交流事業 16:00 本庁会議室
9	火	入札監視委員会 14:00 本庁2A ○			V・ファーレン長崎自治体連携会議(オンライン) 13:30 有明庁舎 △
10	水	施政方針検討会 9:00 本庁庁議室 ◎○		例規審査委員会 13:30 本庁舎 △ 第71回梅林俳句会「中止」	
11	木	建国記念の日 			
12	金				
13	土			有明公民館まつり(14日まで)「中止」	
14	日				
15	月				
16	火			少年センター補導委員幹事会 18:30 森岳公民館 △ (※少年センター補導委員会の代替措置)	生涯スポーツ委員会 13:30 県営球場 △ 県民体育大会実行委員会 15:00 県営球場 △
17	水		定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △	子ども狂言閉講式(3/20に延期)	
18	木		島原市学校事務共同実施連絡協議会 15:00 有公 ◎△		
19	金	定例教育委員会 13:30 2階第一会議室 ◎○△	地区別教育長会 10:00 有文 ◎△		
20	土				
21	日				
22	月				
23	火	天皇誕生日 			
24	水	人事評価教育長ヒアリング 13:00 教育長室 ◎○△		社会教育担当者会 9:30 安中公民館 △	
25	木				
26	金		市中体連理事会 14:20 第三中△		
27	土	第2階職員採用試験2次試験(予定) 未定 本庁 ◎			
28	日	第2階職員採用試験2次試験(予定) 未定 本庁 ◎			